

2009年10月21日

北海道大学学長  
佐伯 浩 様

北海道大学教職員組合  
委員長 神沼 公三郎

学長名の文書「平成21年度の本学職員の給与改定について」に断固、  
抗議するとともに、同文書の撤回を求める！！

貴職は2009年10月13日づけで各部局等の長に対し、「平成21年度の本学職員の給与改定について」（別紙文書つき。以下「10.13文書」という）を発信しました。この文書の目的は、人事院勧告に準拠して北大教職員の賃金を切下げることです。

しかし、「10.13文書」より早い10月6日づけで組合は学長に対して、

- 一、基本給及び期末・勤勉手当を引き下げる就業規則の不利益変更、不利益遡及を行わないこと
- 一、賃金は労使交渉で決定すること

の2点に関する団体交渉申入れ書を提出しています。この団交申入れは、労使の協議によって労働条件を決めるという労働法体系の基本原則に基づくものです。事実、文科省は、2009年8月26日に行われた全国大学高専教職員組合との交渉で、「国立大学・高専の教職員の賃金・労働条件は、自主的な労使交渉で決めること」と明言しています。

「10.13文書」はかかる基本原則とこれまでの経緯を全く無視し、かつ文科省の意向すらないがしろにするもので、組合に対する許し難い背信行為です。組合は「10.13文書」に不当労働行為の疑いを抱きますので、法的な対抗措置も辞さない考えですが、その前に貴職は直ちにこの文書を撤回し、速やかに団体交渉に応じるよう強く求めます。